

令和2年度 ボランティア活動保険加入手続きのお知らせ

池田町では毎年、多くのボランティア団体・個人の方々に「ボランティア活動保険」に加入していただいています。これは国内におけるボランティア活動中に起こりうる様々な事故に対する備えとして、無償で活動するボランティアの方々を補償する制度です。この保険は4月から翌年3月までの単位で単年度限りの補償期間となっており、今年も令和2年度の加入手続きの時期となりました。(途中加入可)

加入ご希望者(団体は代表者)は、池田町福祉センターに「加入申込用紙」がありますので、手続きをお願いします。また別に「ボランティア行事用保険」という制度もあります。

【手続きに必要な物】 印鑑、保険料、団体名簿、(行事用保険加入者は行事内容を記載した書類)

全国200万人加入

ボランティア活動保険

令和2年度

補償内容

ボランティアがボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合や、偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたことにより法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。

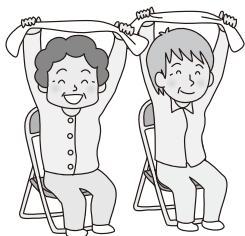
保険金の種類		補償内容	加入プラン・補償金額	
			基本プラン	天災・地震補償プラン
ケガの補償	死亡保険金	ボランティア活動中にケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡保険金額の全額をお支払いします。	1,040万円	
	後遺障害保険金	ボランティア活動中の事故によって怪我をされ、事故発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡保険金額の2%~100%をお支払いします。	1,040万円 (限度額)	
	入院保険金日額	ボランティア活動中の事故によってケガをされ、入院された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し1日につき入院保険金日額をお支払いします。	6,500円	
	手術保険金	ボランティア活動中の事故によってケガをされ、事故発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において手術を受けた場合に手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。(対象外の手術もあります)	入院中の手術 65,000円 外来の手術 32,500円	
	通院保険金日額	ボランティア活動中の事故によってケガをされ通院された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。	4,000円	
賠償責任の補償	賠償責任保険金(対人・対物共通)	偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたり、人格権を侵害してしまったことにより法律上の損害賠償責任を負担された場合、損害賠償金及び費用をお支払いします。	5億円 (限度額)	
年間保険料		基本タイプ	350円	
		天災・地震補償プラン	500円	

【問い合わせ】 池田町ボランティアセンター(福祉センター内) ☎45・8123

◎該当する方
現在、高齢者を介護されている(または介護されていた)池田町にお住まいの方

◎募集人数 25人程度
◎参加費 1回500円
◎申し込み・問い合わせ

社会福祉協議会
☎45・8123



12月クリスマスリース作り



10月優しい体操の時の様子



ほっと

在宅介護者のついでに「息つきませんか」

この会は毎日自宅で介護を行っている方々が月に一度集まり、介護の悩みなどを語り合い、リフレッシュする会です。健康の話を聞いたり、椅子ビックスなど楽しく身体を動かす日もあります。ご自宅で介護をしていらっしゃる方々、ほっと一息つく時間を持ちませんか? 介護しておられる方同士楽しい時間を過ごしましょう。

「在宅介護者のついで」は、毎月第1金曜日を基本に年12回実施します。ご家族のご協力を得て是非ともご参加ください。お待ちしております。